

一般事業主行動計画（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型）

株式会社匠 PAINT は、次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づき、

従業員が仕事と家庭生活を両立し、性別や雇用形態に関わらず活躍できる職場環境を整備するため、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

【計画期間】

令和 7 年 12 月 1 日～令和 10 年 11 月 30 日（3 年間）

【当社の現状】

当社は少人数事業者であり、業務が特定の担当者に集中しやすい状況にある。

そのため、育児・介護等のライフイベントと仕事を両立しやすい職場環境づくりや、性別に関わらず安心して働き続けられる体制の整備が必要である。

■目標 1

育児・介護休業等制度の理解率を全従業員 100%とする。

<対策・実施時期>

- ・令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月 就業規則の整備、制度の明文化
- ・令和 7 年 12 月～令和 8 年 1 月 制度説明資料の作成・配布
- ・令和 8 年 1 月～令和 8 年 6 月 個別面談による理解確認

■目標 2

所定外労働時間を月平均 20 時間未満とする。

<対策・実施時期>

- ・令和8年1月～令和8年6月 業務工程・分担の見直し
- ・令和8年1月～令和9年12月 IT化による業務効率化
- ・隨時（半期毎の振り返り面談） 残業時間の月次把握と改善

■目標3

年次有給休暇取得率を60%以上とする。有給休暇の残日数がない場合であっても、体調や育児・介護等の家庭事情考慮した勤務日及び勤務時間の調整ができるようにする。

<対策・実施時期>

- ・令和7年12月～令和8年1月 年休取得ルールの周知
- ・令和8年1月～令和9年12月 子の学校行事や通院等に対応できる柔軟な勤務時間調整を促進する。
- ・隨時（半期毎の振り返り面談） 取得状況の確認・促進

■目標4

配偶者が出産した男性従業員について、希望があった場合には育児休業又は育児目的休暇を取得できる職場環境を整備し、対象者全員(100%)が利用できる状態を目指す。

<対策・実施時期>

- ・令和7年12月～令和8年1月 制度の社内周知
- ・隨時（対象者の発生に伴い実施） 対象者への個別説明&制度適用
- ・令和10年11月 取得実績の記録

【周知・公表】

本計画は社内に周知するとともに、ホームページ等により公表する。